

令和4年度 事業者向け省エネルギー対策推進事業

県内の中小事業者等における地球温暖化対策の推進を図るため、既存の設備を高効率な **LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器**へ更新する費用の一部を補助します。

1 補助対象者

県内に拠点を有する中小事業者等（次の（1）または（2）のいずれか）

（1）中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）

（2）年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、1,500kL 未満の工場または事業所等の所有者

※中小企業者以外（医療法人、社会福祉法人、大企業など）であっても、（2）に該当すれば対象になります。

※設備導入後、設備導入効果の広報、社員の意識啓発活動、県へデータの提供、その他県事業への積極的な協力をさせていただきます。

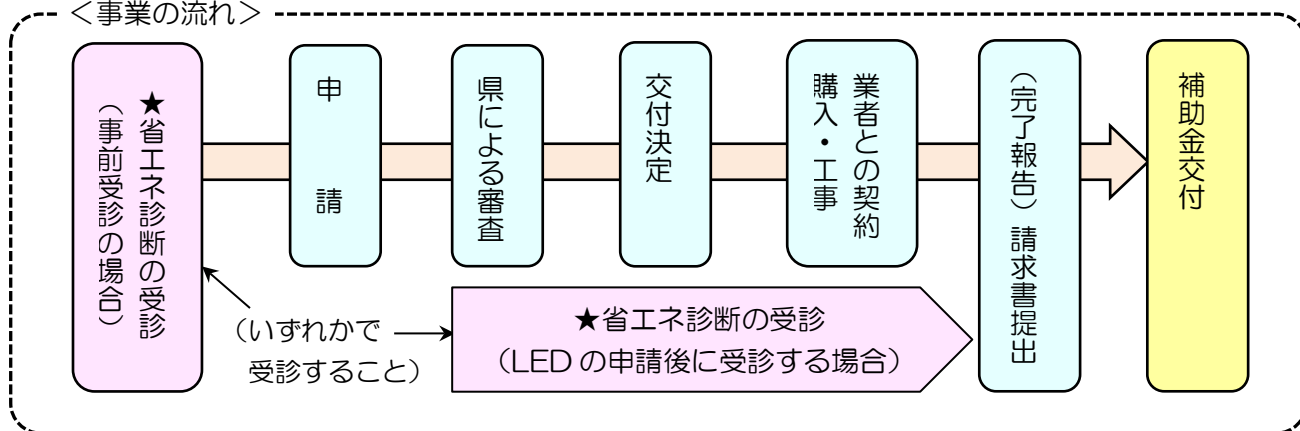
2 補助対象設備

| 対象設備 | 補助要件 | 補助率 | |
|-------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| LED照明 | 50%以上電力削減 | 一般 1 / 3 (上限 30 万円) | いわて地球環境に やさしい事業所 1 / 2 (上限 50 万円) |
| 空調設備 | 省エネルギー診断の結果で示された提案通りのエネルギー効率、能力の設備 | | |
| 給湯設備（ヒートポンプ式、潜熱回収型又は熱電供給システム） | | | |
| 変圧器（変圧器の本体部分に限る） | | | |

※省エネルギー診断を受診し、施設全体の省エネ提案を受けていることが条件です。通常は申請前に受診が必要ですが、LED照明のみの導入の場合は、申請後から（完了報告）請求書の提出前までに診断を受けることでも構いません。

（省エネルギー診断の例：一般財団法人省エネルギーセンター、プラットフォーム構築事業者等による診断）

<事業の流れ>



4 受付期間

2022年4月8日（金）～2023年1月31日（火）

5 その他

本事業の交付要綱・手引き・書類記載例・申請書様式等は、県 HP からダウンロードできます。

岩手県公式 HP (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「事業者向け省エネルギー」で検索。

申請を希望される場合、**必ず事前に当室まで御相談ください。**

《お問合せ先》

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

電話：019-629-5271 FAX:019-629-5334 E-mail:AC0001@pref.iwate.jp

ご相談はこちらへ



※この事業は、岩手県企業局「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」を活用し、実施しています。

Q&A

- Q1 わが社は中小企業ですが、年間のエネルギー使用量が 1,500kl 以上です。補助は受けられますか？
- A1 「中小企業者」または「年間のエネルギー使用量が 1,500kl 未満」のどちらかを満たせば補助対象ですので、補助を受けられます。
- Q2 [省エネルギー診断](#)はどこに申し込めばいいですか。また、申し込んですぐに受けられますか？
- A2 [一般財団法人省エネルギーセンター](#)に申し込んでください（県ホームページの「申請の手引き」に、相談・連絡先を掲載しています）。また、申し込みから診断までおよそ 2~4 週間かかるほか、診断報告書が届くには診断から約 1 か月以上かかる場合がありますので、余裕をもってお早めに受診することをお勧めします。
- Q3 空調設備、給湯設備、変圧器は「[省エネルギー診断の結果で示された提案通り](#)」の設備導入が対象とのことですが、診断結果よりも効率の良い設備を導入してもいいですか？
- A3 「[エネルギー効率が提案よりも良い](#)」ものを導入することは構いません。しかし、「[エネルギー効率が提案よりも悪い](#)」「[能力が提案よりも大きい](#)」設備は原則として認められませんのでご注意ください。
- Q4 [いわて地球環境にやさしい事業所](#)とはなんですか？
- A4 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「[いわて地球環境にやさしい事業所](#)」として県が認定しているものです。認定を受けるには、所定のセミナーを受講し、最寄りの広域振興局保健福祉環境部に認定の申請を行う必要があります。詳細は県ホームページをご覧ください。
- Q5 補助金の交付を受けたあとの「[広報、意識啓発活動、データの提供、その他県事業への積極的な協力](#)」とは、具体的にどのようなことですか。
- A5 「省エネ効果と経費節減効果」を来客者の目に触れる場所にポスター掲示する、従業員各自が自宅で「家庭のエコチェック」を行う、毎年の電力使用量等のデータを表にして県に提出する、データの公表やセミナー等での事例発表にご協力いただく、等を想定しています。

このほか、詳細は「申請の手引き」に記載していますが、不明点がありましたら担当までご相談ください。